

UP

長崎
島原
5
2019

Line up

- 1面 「令和」の時代へ
- 2-3面 2019年度 税制改正大綱
- 4面 セミナー案内
税務calendar
- 特別編1面 新入社員歓迎会を開催しました！
第8会ランチ会！

「令和」の時代へ

風薫る5月、季節の花は桜からツツジに変わり新緑が美しく心が癒されます。そして6月には紫陽花ですね。皆様お元気でしょうか。

今月から元号が「令和」に変わりました。令和という言葉の出典は日本で最も古い歌集「万葉集」。日本の書物を元にした元号は初めてということで大きな話題になりました。安倍晋三首相は「人々が美しい心を寄せ合う中で文化が生まれ育つ、という意味が込められている」と説明しました。

昭和生まれの私は、先の戦争に出征し傷痍軍人となった亡父から戦争時の話を聞きながら育ち、学校を卒業してからは経済成長の渦中に社会人となり、バブルとバブル崩壊を経験しました。

平成時代は災害と団塊世代の高齢化、格差社会が問題になりリーマンショックで金融業界が再編されました。「令和」の時代はどうなるのでしょうか。お釈迦様は「天上天下唯我独尊」（世の中にある全てのものは皆、唯一の存在であり、全てが尊い存在である）と説かれました。「令和」に込められた願いが実現する世になって欲しいと思います。

過日の長崎新聞に「働き手 過去最低59%」（2018年10月時点）の記事が掲載されました。日本国内在住の日本人人口は前年より43万人減の1億2千4百万人となり減少数は過去最大、長崎市とほぼ同じ人口が1年間で減少しています。長崎県の人口減少率は全国で7位、134万人になりました。少子高齢化による人口減少が改めて示されました。この事実を経営者としてどう受け止めるのか、そして今後の経営をどうするのか、悩みの種ですね。

人口の減少は市場規模の縮小となります。人口が増加している福岡市や東京圏への事業展開も一つの対応策ですが相当の資金力と人材が必要となり、その上競争は長崎よりも厳しいので現実問題として一部の企業に限られるでしょう。

他方、少子高齢化による人口減少を前提として経営を

考えるのも選択肢の一つです。「今後の企業経営は昭和の高度経済成長時代の理論や意識での対策には限界がある」という学者もいます。

自社の現状（商品力、営業力、人材、財務状況等々）をきちんと認識しての対応が必要です。人口減少の中で高齢者人口は増加しています。長崎県は65歳以上が32%（43万人）、75歳以上が16.6%（22.3万人）、増加するシルバー人口を事業にどう取り組んでいくのか、が今後の経営課題となりそうです。地域密着型企业では「共存共栄」の意識が必要です。

企業を船に例えるなら、航行時には波風が付き物ですが自分で舟を漕ぎながら社会という他力の風を受けて進んでいくのです。「創業は易く守成は難し」（新しく事業を興すことは比較的易しいが、それを維持発展させるのは困難）と言われます。経営環境の変化に適応しながら経営を継続することは大変な仕事ですが経営者の最大の責務です。弊社も微力ながら、特に税務・財務面でお役に立てるように努力してまいります。

4月から弊社に新卒社員5名が勤務しています。毎年次のような話をしています。「入社1年間は先行投資、2年目には自分の給与分は自分で稼ぐこと、3年目から会社に貢献できるようになること」、人を育てるのも経営者の大切な仕事です。人は出会いと体験を繰り返しながら成長していきます。「見逃し三振より空振り三振」タイプの社員になり職場に新風を吹き込んで欲しいと思います。



税理士法人アップパートナーズ
総代表 内田 延佳

2019年度 税制改正大綱

皆様、こんにちは！

令和元年、新しい時代の幕が明けました。若い頃は明治・大正・昭和が主流でしたが、これからは昭和・平成・令和の時代となり、私自身が昔で言うところの明治生まれのような存在なのかと、時代の移り変わりを感じています。

今年度の税制改正は2月号で概要、3月号で個人版事業承継、4月号で法人課税編をお届けしてきました。今回は個人課税編です。

①住宅ローン控除の特例の創設

消費税率10%が適用される住宅取得等について、2019.10.1～2020.12.31までの間に居住の用に供した場合、現行10年の控除期間が3年延長されます。一般住宅の場合、以下の何れか少ない金額が税額控除され、控除しきれない額は個人住民税から控除(上限13.65万円)されます。

イ 住宅借入金等の年末残高(上限4千万円)×1%

ロ (住宅の取得等の対価の額－対価の額に含まれる消費税額)×2%÷3

※認定長期優良住宅等の場合は上限5千万円

現行8%と新税率10%の差2%が延長された11～13年目の3年間で控除され、理屈では増税分と同額が控除されることとなりますが、10年以上も先の話であり、個人的には、1～3年目に控除率を割増した方がインパクトもあるのではと思ってしまいます。また、年末残高によっては差2%を控除できないケースもあるでしょう。

②住宅取得等のための資金に係る贈与税非課税制度の拡充

消費税率10%で住宅取得等の契約をした者への贈与について、非課税枠が大幅に拡充されています(図参照)。受贈者は20歳以上(前年の合計所得2千万円以下)、贈与者は受贈者の直系尊属で年齢制限はありません。

○非課税枠

(単位：万円)

住宅取得等の契約締結期間	～H27.12	H28.1～ H31.3	H31.4～ R2.3	R2.4～ R3.3	R3.4～ R3.12
消費税率10%で 住宅取得等の契約をした者	-	-	3,000	1,500	1,200
上記以外の者	1,500	1,200	1,200	1,000	800

※上記は、良質な住宅用家屋(耐震、省エネ、バリアフリーの基準を満たした住宅)向けの非課税枠
上記以外、一般住宅の非課税枠は500万円減。

→3面へ続く

2019年度 税制改正大綱

←2面より続き

なお、この制度は贈与税の「暦年課税（基礎控除110万円）」、「相続時精算課税（特別控除2,500万円）」との重複適用が可能です。従って、それぞれが最大で贈与時に3,110万円、5,500万円まで無税での贈与が可能です。

③空き家に係る譲渡所得の3千万円控除の特例の見直しと延長

空き家の増加による治安や景観の悪化、災害時の倒壊等が大きな社会問題となっており、2016年度改正で新設された特例です。譲渡する空き家は被相続人が相続開始直前まで居住していることが要件でしたが、今回の改正で被相続人が要介護認定等を受け、かつ、相続開始直前まで老人ホーム等に入所している等一定の要件を満たす場合も、特例の適用が可能となりました。期限は2023年12月末まで4年延長されます。

但し、その空き家について一定の使用がなされることが要件として明記されており、老人ホーム等と自宅を行き来するような場合を想定しているものと考えられますが、具体的な例はこれから明らかになっていくでしょう。

④ふるさと納税の見直し

知名度も上がり全国に浸透した制度でしたが、行き過ぎた返礼品の過当競争で趣旨を逸脱した事例が見受けられるようになったため、ついに規制がかかりました。

対象となる自治体は総務大臣の指定により、返礼割合は30%以下、地場産品とする要件が定められました。今年6月以降に支出した寄付金からの適用のため、5月末までの駆け込み寄付が予想されます。なお、返礼品は一時所得として課税の対象となります（弊社では寄付額の30%を収入として計算していますが、50万円の特別控除があるため、他に保険満期等の所得がない場合、寄付額が166万円を超えなければ所得は生じません）。

この他には、教育資金及び結婚子育て資金の一括贈与非課税措置の2年延長、受贈者の所得制限、対象となる教育資金の見直しが行われています。全体的には減税の要素が多いように見えますが、上記④以外は適用できるケースは限られており、ここ数年の個人所得税は富裕層への課税強化が目立ちます。

一方、法人税率は減税傾向で、一定の所得がある個人事業主の方は消費税の免税規定も勘案し、法人成を検討されてはいかがでしょうか。お気軽に担当者までお尋ねください。



島原オフィス 所長
長崎オフィス 税務相談室 室長
社員税理士 内田 尚生

2019.5

2019.6

UP⁵
2019

日	月	火	水	木	金	土
28	29	30	1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30	31 ★1	1

日	月	火	水	木	金	土
26	27	28	29	30	31	1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23 30	24	28	26	27	28	29

セミナーのご案内

株式会社 内田会計事務所 主催

医療法人設立セミナー・個別相談会（医科編）

【日 時】 2019年8月30日（金）
 【場 所】 長崎県医師会館 会議室（長崎市茂里町3番27号）
 【講 師】 （株）内田会計事務所 橋口明子
 【受講料】 お一人様 5,000円（税込）
 【定 員】 先着5名様

株式会社 内田会計事務所 主催

第11回 奥様医業経営塾

【日 時】 2019年9月12日（木）、10月10日（木）、11月14日（木）
 【場 所】 アップパートナーズグループ 長崎オフィス
 （長崎市曙町4番9号）
 【講 師】 （株）内田会計事務所 橋口明子、貞松威穂、川本昇平
 【受講料】 全3講座 お一人様 10,000円（税込）
 【定 員】 6名程度

【税務calendar】

▶ 3月決算法人の確定申告・消費税の確定申告

【申告期限】 5月31日（金）★1

▶ 9月決算法人の中間（予定）申告

【申告期限】 5月31日（金）★1

▶ 確定申告税額の延納届出に係る延納税額の納付

【納期限】 5月31日（金）★1

▶ 4月決算法人の確定申告・消費税の確定申告

【申告期限】 7月1日（月）

▶ 10月決算法人の中間（予定）申告

【申告期限】 7月1日（月）

▶ 源泉所得税の納付特例適用

【納期限】 7月10日（水）

アップパートナーズグループのご案内



- 税理士法人 アップパートナーズ 【福岡本部】 〒812-0013 福岡県福岡市博多区博多駅東 2-6-1 九勤筑紫通ビル 9 階
TEL: 092-403-5544 FAX: 092-403-6320
- 株式会社 内田会計事務所 【長崎オフィス】 〒852-8008 長崎県長崎市曙町 4 番 9 号
TEL: 095-861-2054 TEL: 095-861-2064（業務時間外） FAX: 095-862-8885
- 一般社団法人 相続手続支援センター 【島原オフィス】 〒855-0802 長崎県島原市弁天町 2 丁目 7396-4 サムティ島原ビル 2 階
TEL: 0957-62-0555 FAX: 0957-62-0556
- 一般社団法人 昇継 【佐賀オフィス】 〒848-0035 佐賀県伊万里市二里町大里乙 1766-4
TEL: 0955-23-6712 FAX: 0955-22-2783
- 社会保険労務士法人 かぜよみ（福岡・佐賀） 【佐世保オフィス】 〒857-0862 長崎県佐世保市白南風町 1-13JR 九州佐世保ビル 2 階
TEL: 0956-76-8189 FAX: 0956-76-8199
- 株式会社 菅村経営（福岡・佐賀） 【北九州オフィス】 〒802-0006 福岡県北九州市小倉北区魚町 1 丁目 4-21
TEL: 093-512-3555 FAX: 093-512-0022
- 株式会社 forte ONE
- 司法書士法人ハートトラスト

お問い合わせ・ご相談はこちらまで



info@upp.or.jp



http://www.upp.or.jp

UPP

検索